



三重県公報

平成28年9月6日(火)

号 外

目 次

(番号)

(題 名)

(担当)

(頁)

監査委員公表

6 監査結果に対する措置の公表

(監査委員) 1

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成27年11月16日から平成28年2月19日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成28年6月までに講じた措置が知事及び公安委員会から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年9月6日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	杉	本	熊	野
三重県監査委員	小	林	正	人
三重県監査委員	上	島		憲

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資(出捐)関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
補助金等名	三重県看護師等養成所施設整備費補助金、公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	ア 財務会計規則で定める勘定科目と財務諸表に記載されている勘定科目に不一致があった。
個人情報保護	イ 委託先業者から個人情報保護責任者等の報告を受けていなかった。
補助金等事務	ウ 交付決定前の事前着手報告書が提出されていなかった。 エ 交付要領に定める工事進捗状況等の報告書が提出されていなかった。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (3) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。
- (4) 交付要領では、交付決定の際には要領に定める条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を記載し補助事業者に明示されたい。
- (5) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱では、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1)

項目	対 応 状 況
財務諸表	ア 財務諸表に記載する勘定科目については、財務会計規則に定める勘定科目と整合を図り、平成27年度決算から適切に記載しています。
個人情報保護	イ 契約事務の適正処理について、大学内の関係部署に再度周知するとともに、今後は、委託先業者から適正に報告を受けることとしました。なお、監査実施以降に契約締結した案件については、適正に提出を受けてあります。
補助金等事務	ウ 今後は、書面により適正に事前着手報告書を提出します。 エ 平成27年度において、交付を受けた補助金については、交付要領に基づき、状況報告書を提出しました。今後は、交付要領に基づき適切に事務処理を行います。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 監査結果での指摘を受けて、団体の事務処理上の改善について確認しました。今後は適正な処理に努めるよう大学法人に対して助言等を行います。
- (3) 平成28年3月3日付で交付要領を一部改正し、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を定めました。改正要領については補助事業者に明示しました。

(4) 平成 27 年度から、交付決定の際には要領に定める条件を記載し、補助事業者に明示しています。

(5) 平成 28 年 4 月 11 日付けで交付要領を改正し、暴力団等の不当介入に対する措置を定め、補助事業者に明示しました。

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター										
監査結果及び意見													
<p>(1) 団体は、経常収益の9割以上を使用料等の収入に依存しており、平成26年度の収入は、宿泊業務の廃止やヨットクルーザーの減少等により、前年度と比べ7,293千円(9.1%)の減となった。</p> <p>その結果、一般正味財産増減額は4,983千円の損失となっており、平成23年度以降、4期連続で赤字となっている。</p> <p>このため、県や津市、港湾管理者とも十分協議しながら、新規使用者の開拓のほか增收策について検討し、経営改善に努められたい。</p> <p>一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。</p>													
<p>(2) 平成26年度の事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値を誤って県に報告しているので、今後十分に注意し適正に報告されたい。</p>													
<p>(3) 理事長、副理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、平成26年度は副理事長と常務理事はそれぞれ1回しか報告されていなかったので、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。</p>													
<p>(4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td><td>ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>ウ 賞与引当金が計上されていなかった。</td></tr> <tr> <td>未収金</td><td>エ 桟橋使用料等の未収金が発生していた。</td></tr> <tr> <td>現金保管</td><td>オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。	賞与引当金	ウ 賞与引当金が計上されていなかった。	未収金	エ 桟橋使用料等の未収金が発生していた。	現金保管	オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。
項 目	内 容												
財務諸表	ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。												
賞与引当金	ウ 賞与引当金が計上されていなかった。												
未収金	エ 桟橋使用料等の未収金が発生していた。												
現金保管	オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。												
<p>注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。</p>													
所管部局に対する意見													
<p>(5) 使用料等の収入減に伴い経常収益が大幅に減少しているので、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。</p>													
<p>(6) 事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値が誤って県に報告されているが、目標の達成状況は出資法人の評価に関わってくるので、今後十分に確認されたい。</p>													
<p>(7) 理事会における副理事長等の報告について、定款に従って行われるよう、指導・助言等を行われたい。</p>													
<p>(8) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>													

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

- (1) 増収を図るため、施設使用時間等の弹力的な運用による利便性の向上をアピールするとともに、近隣のマリーナやマリン事業者等の関係者と情報交換を行い、新規利用者の獲得をめざしています。
- (2) 県に提出する書類については、事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等と照らし合わせるなど十分に注意し、適正に報告します。
- (3) 職務執行の中間報告書にも、報告者として副理事長等を追記します。
- (4)

項 目	対 応 状 況
財務諸表	ア 平成 27 年度決算書には、津市からの事業活動補助金分を付属明細書に追記しました。 イ 減価償却引当資産額については、できる限り減価償却引当資産の積み立てを行うこととします。
賞与引当金	ウ 平成 27 年度決算から負債計上しました。
未収金	エ 滞納者に対しては、裁判所を通じて支払督促を行うとともに、今後、新たな滞納を生じさせないよう、使用に先立ち料金の前払いをお願いしています。
現金保管	オ 手持現金保管額を増額し、現金の引出回数を減らすことで、事務効率の改善を図りたいため、財務規程の一部改正を行いました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (5) 新規利用者の獲得をめざした取組を拡充し、経営改善に取り組むよう、団体に対して助言しています。
- (6) 県に提出する書類については、十分に注意するよう、団体に対して指導するとともに、県においても、報告内容の確認を徹底しています。
- (7) 理事会における副理事長等の職務執行状況報告は、適切に行うよう、団体に対して指導しました。
- (8) 適正な会計事務を行うよう、団体に対して助言しています。

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県松阪食肉公社										
補助金等名	県産食肉安定供給施設支援事業費補助金												
監査結果及び意見													
<p>(1) 平成 26 年度の営業損益は、前年度と比較して 5,843 千円改善したものの 88,136 千円の損失であり、これに県や関係市町からの補助金を加えることにより、54 千円の純利益となっている。安定的な経営基盤を確立するため、中期経営改善計画の目標に沿って、と畜解体頭数の確保など各種収益の増加に取り組み、引き続き経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。</p>													
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td><td>ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったので、表示方法について検討されたい。</td></tr> <tr> <td>個人情報保護</td><td>イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。</td></tr> <tr> <td>資金運用方針</td><td>ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。</td></tr> <tr> <td>補助金等事務</td><td>エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったので、表示方法について検討されたい。	個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。	資金運用方針	ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。	補助金等事務	エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容												
財務諸表	ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったので、表示方法について検討されたい。												
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。												
資金運用方針	ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。												
補助金等事務	エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。												
所管部局に対する意見													
<p>(3) 平成 24 年に中期経営改善計画（25～27 年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、26 年度の損益収支は、県や関係市町からの補助金を加えることにより、54 千円の純利益となっている。</p> <p>このため、団体が安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き経営改善について指導・助言等を行われたい。</p> <p>また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。</p>													
<p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>													
<p>(5) 補助金等事務について、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を定め補助事業者に明示されたい。</p>													
講じた措置													
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 平成 27 年度決算がと畜解体頭数の減少等により赤字になったこともふまえつつ、新たに策定した中期経営計画（28～30 年度）の達成をめざして、と畜解体頭数の確保や経費縮減など収支改善に向けた取組を進めます。</p> <p>将来の建替えや設備更新については、当社及び主要出資者で構成する施設整備等検討委員会行政部会において必要な検討を始めています。新たな施設の整備には多額の費用を要することは確実であり、出資者である県、市町、JA、事業者や生産者などの幅広い関係者の合意形成や費用負担に関する丁寧な議論が必要になりますので、公社経営に及ぼす影響なども視野に置きながら慎重に検討していきます。</p>													

(2)

項 目	対 応 状 況
財務諸表	ア 平成27年度決算から、県からの業務委託費を雑収入と区分し業務委託料収入として損益計算書に計上するよう改めました。
個人情報保護	イ 個人情報の管理台帳を整備するとともに、責任者、保管場所、取扱状況を記録するなど適正管理を図りました。
資金運用方針	ウ 「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」(平成25年7月22日付け総務部長通知)に準じて当社の「資金運用方針」を改正し、限度額(1千万円)を超える運用を行う場合に必要な対応(金融機関の経営状況の把握、途中解約が可能な定期預金の活用、運用期間の短期化及び預託先の分散など)を図るよう改めました。
補助金等事務	エ 補助金等の交付元が求める書面等の取扱いについて改めて確認し徹底を図るとともに、平成27年度における補助事業等状況報告書を期限までに提出しました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 公社の経営改善については、新たに策定された中期経営計画(平成28~30年度)の達成に向けた取組が着実に進むよう必要な指導及び支援を行います。

また、将来の建替えや設備更新については、引き続き主要出資者として公社の施設整備等検討委員会行政部会に参加するとともに、他の出資者と連携しながら議論を進めていきます。

(4) 公社の会計事務等について、必要な指導を行い適正に処理させました。

(5) 平成28年3月31日付で実施要領を改正して事前着手に関する規定を定めるとともに、公社に通知しました。

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県水産振興事業団						
監査結果及び意見									
(1) 第4次中期経営計画(平成23~26年度)における26年度の種苗生産目標と26年度事業計画における生産目標とでは数値に差異が見られた。									
このため、第5次中期経営計画(平成27~33年度)について、ベースとなる第7次三重県栽培漁業基本計画が策定されたことから、早急に策定するとともに、既に策定されている27年度事業計画との整合を図られたい。									
(2) 理事長及び専務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、議事録等にその旨の記載がなかったので、今後は報告していることを明確にされたい。									
(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品管理</td><td>ア 備品の購入手続において、契約書に定める業務完了報告書が提出されておらず、検査の記録が行われていなかった。</td></tr> <tr> <td>受託事業</td><td>イ 委託契約書の種苗生産供給計画に記載された数量以上の生産をしたにもかかわらず、変更協議書を県に提出していなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	備品管理	ア 備品の購入手続において、契約書に定める業務完了報告書が提出されておらず、検査の記録が行われていなかった。	受託事業	イ 委託契約書の種苗生産供給計画に記載された数量以上の生産をしたにもかかわらず、変更協議書を県に提出していなかった。
項 目	内 容								
備品管理	ア 備品の購入手続において、契約書に定める業務完了報告書が提出されておらず、検査の記録が行われていなかった。								
受託事業	イ 委託契約書の種苗生産供給計画に記載された数量以上の生産をしたにもかかわらず、変更協議書を県に提出していなかった。								
所管部局に対する意見									
(4) 第5次中期経営計画が速やかに策定され、その内容が平成27年度事業計画と整合するよう、指導・助言等を行われたい。									
(5) 理事会における理事長等の報告について、定款に従い議事録等にその旨が記載されるよう、指導・助言等を行われたい。									
(6) 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託における生産数量について、委託契約で定めた計画数量以上の生産を受託者である団体が行っているにもかかわらず、変更協議がなされておらず、その結果、県に納入された代金が過少となっていたので、今後、適正な手続に努められたい。									
(7) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。									
講じた措置									
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]									
(1) 第5次中期経営計画(平成27~33年度)について、第7次三重県栽培漁業基本計画をふまえ、28年3月8日開催の理事会において決定しました。この内容については、既に策定されている平成27年度事業計画と整合しています。									
(2) 理事会における理事長の報告について、平成28年3月及び5月に開催された理事会において、議案書及び議事録への記録を行いました。今後も定款に従い議事録等にその旨を記載し、報告を行っていることを明確にします。									
(3)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>対 応 状 況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品管理</td><td>ア 備品の購入手続において、検査の記録が行われていなかったことについて、平成27年12月18日に業務完了報告書の提出を受け、検査の記録を行いました。今後は完了報告書の確認と完了検査は栽培漁業センターで行うものとし、適正な事務処理に努めます。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	備品管理	ア 備品の購入手続において、検査の記録が行われていなかったことについて、平成27年12月18日に業務完了報告書の提出を受け、検査の記録を行いました。今後は完了報告書の確認と完了検査は栽培漁業センターで行うものとし、適正な事務処理に努めます。		
項 目	対 応 状 況								
備品管理	ア 備品の購入手続において、検査の記録が行われていなかったことについて、平成27年12月18日に業務完了報告書の提出を受け、検査の記録を行いました。今後は完了報告書の確認と完了検査は栽培漁業センターで行うものとし、適正な事務処理に努めます。								

受託事業	イ 計画を上回る生産数量について、平成27年12月22日に手続きを行い、過小となっていた県への納入代金552,195円について28年1月8日に支払いを行いました。今後、委託契約で定めた計画数量以上の生産を行った場合は速やかに変更協議書を県に提出する等、適正な事務処理に努めます。
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕	
(4)	第5次中期経営計画について、第7次三重県栽培漁業基本計画をふまえ速やかに策定されるよう指導・助言を行い、平成28年3月8日開催の理事会において決定されました。また、その内容について、平成27年度事業計画との整合が図られているか確認を行いました。今後も、中期経営計画と年次事業計画との整合が図られるよう、指導・助言等を行います。
(5)	理事会における理事長の報告について、定款に従い議事録等にその旨が記載されるよう指導を行いました。今後も適正な処理が行われるよう、指導・助言等を行います。
(6)	計画を上回る生産数量について、過小となっていた県への納入代金 552,195 円について請求を行い、平成27年度の歳入として処理しました。今後は適正な処理が行われるよう、指導・助言等を行うとともに、生産数量の実績について適正な把握を行うため、状況確認等に努めます。
(7)	団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。今後とも適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。

部局名	農林水産部	団体名	三重県漁業信用基金協会			
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項 目	内 容					
個人情報保護	ア 委託契約書に個人情報保護に関する記載がなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)						
項 目	対 応 状 況					
個人情報保護	ア 「三重県漁業信用基金協会個人データの安全管理に係る取扱細則」の周知・徹底を図り、今後は個人情報保護に係る事項を記載した委託契約を締結するなど細則に基づいて事務処理を行うよう努めます。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 県は協会に対して、「三重県漁業信用基金協会個人データの安全管理に係る取扱細則」に定めるとおり事務処理を行うよう指導しました。						

部局名	雇用経済部	団体名	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター						
監査結果及び意見									
<p>(1) 平成 26 年度の一般正味財産増減額は 1,036 千円の損失となっており、19 年度以降は赤字が続いているため、一般正味財産期末残高が 5,708 千円にまで減少している。今後、さらに老朽化に伴う施設・設備の修繕も見込まれることから、より一層の財政状況の悪化が懸念される。</p> <p>安定的な経営基盤を確立するため、中期経営計画の目標に沿って各種収益の増加に取り組み経営改善に努められたい。</p> <p>一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。</p>									
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td><td>ア リース取引が財務諸表に注記されていたので、注記の要否について検討されたい。</td></tr> <tr> <td>備品管理</td><td>イ 消耗性備品について、会計規程に定める備品台帳への登録が行われていないものがあった。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	ア リース取引が財務諸表に注記されていたので、注記の要否について検討されたい。	備品管理	イ 消耗性備品について、会計規程に定める備品台帳への登録が行われていないものがあった。
項 目	内 容								
財務諸表	ア リース取引が財務諸表に注記されていたので、注記の要否について検討されたい。								
備品管理	イ 消耗性備品について、会計規程に定める備品台帳への登録が行われていないものがあった。								
<p>リース取引：物件の貸手（所有者）が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引のこと。</p> <p>注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。</p>									
所管部局に対する意見									
<p>(3) 平成 19 年度以降、一般正味財産増減額は損失が続いているため、一般正味財産期末残高が年々減少している。収支両面から経営改善に努め、安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。</p>									
<p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 一般正味財産増減額については、平成 21 年度以降の修繕引当費用や、退職給付費用の支出などにより減少が続いているが、27 年度決算においては、施設使用料収入などの収益増加により 2,030 千円の増加となりました。</p> <p>また、修繕引当費用については、平成 28 年度は四日市市から 30,000 千円の補助が得られることになり、29 年以降も継続して補助が行われる見込みであることから、28 年度以降は計上しない予定です。</p> <p>今後は、第四次中期経営計画（平成 28 年度から 30 年度）に基づき、各種収益の増加に取り組むなど引き続き経営改善に努めます。</p>									
<p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>対 応 状 況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td><td>ア リース取引の財務諸表への注記については、資産総額に対する金額的重要性を鑑みると省略できるため、平成 28 年度から注記を削除します。</td></tr> <tr> <td>備品管理</td><td>イ 登録がされていなかった消耗性備品については、会計規程に定める備品台帳への登録を行いました。</td></tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	財務諸表	ア リース取引の財務諸表への注記については、資産総額に対する金額的重要性を鑑みると省略できるため、平成 28 年度から注記を削除します。	備品管理	イ 登録がされていなかった消耗性備品については、会計規程に定める備品台帳への登録を行いました。
項 目	対 応 状 況								
財務諸表	ア リース取引の財務諸表への注記については、資産総額に対する金額的重要性を鑑みると省略できるため、平成 28 年度から注記を削除します。								
備品管理	イ 登録がされていなかった消耗性備品については、会計規程に定める備品台帳への登録を行いました。								

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3)一般正味財産期末残高については、一般正味財産増減額が平成27年度決算で増加に転じるとともに、28年度以降は四日市市より修繕引当費用の補助が得られることなどから、今後徐々に増加する予定ですが、安定的な財政基盤を確立できるよう引き続き指導、助言等を行います。

(4)事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導を行いました。今後も引き続き適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

部局名	警察本部	団体名	公益財団法人暴力追放三重県民センター			
監査結果及び意見						
<p>(1) 団体の財源は、その約 8 割を基本財産の運用益に依存しており、今後は低金利による運用益の大幅な減少が見込まれる。</p> <p>大幅な収入減は団体の存続に関わる問題でもあるため、県と財源の確保について検討し、財政基盤の安定を図られたい。</p>						
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>						
項目	内 容					
理事等の変更登記	ア 理事等の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。					
所管部局に対する意見						
<p>(3) 団体の財源は、その約 8 割を基本財産の運用益に依存しており、今後は低金利による運用益の大幅な減少が見込まれる。収入の大幅な減少は、団体の存続にも関わる重要な問題であることから、財政基盤の安定について指導・助言等を行われたい。</p>						
<p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
<p>(1) 財源の確保について、所管部局等と重ねた協議では、現時点における決定的な打開策を見いだすことはできませんでしたが、当センターにおいて、事業内容の見直しなどによる経費削減と寄付金・賛助金収入の拡充に努めるとともに、所管部局等との協議・検討を継続し、財政基盤の安定を図るべく、あらゆる方策を講じることとします。</p>						
(2)						
項目	対 応 状 況					
理事等の変更登記	ア 理事等の役員変更があった場合、2週間以内に登記をすることが「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条」に規定されているところ、平成26年度の役員変更に際し、期限内に登記をすことができませんでした。今後は法で規定された期限を厳守します。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
<p>(3) 団体に対し、自助努力による経費削減等を徹底するよう指導しました。また、財政基盤の安定について、団体と適宜検討を重ねるとともに、今後、必要に応じて県と協議することとします。</p>						
<p>(4) 団体に対し、事務処理を適切に行うとともに書類作成に当たっては、決して簡略化することなく適正に記載し、複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努めるよう指導しました。</p>						

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	地域連携部	団体名	公益財団法人三重県体育協会
公の施設名	三重県営松阪野球場		
補助金等名	スポーツ団体等活性化補助金		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	ア 会計規程に定められた消耗品備品管理簿及び物品出納簿による備品管理が行われていなかった。
契約手続	イ 見積書が提出される前に、契約伺の起案及び決裁が行われていた。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項 目	対 応 状 況
備品管理	ア 監査受検後、消耗品備品管理簿及び物品出納簿の記載漏れを修正するとともに、会計規程に基づく管理について関係職員に周知徹底を図りました。以降は、会計規程に基づく適正な管理を行っています。
契約手続	イ 監査受検後、会計規程の順守について関係職員に周知徹底を図るとともに、会計規程に基づく事務処理及び手順の再確認を行いました。今後は複数人で確認しながら、会計規程に従い、適正に契約手続を進めていきます。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 監査以降、団体の会計事務等について適切な処理が行われるよう隨時状況確認を行うとともに、日頃より連絡を密にしながら、様々な機会を通じて適切な処理が行われるよう助言を行っています。

部局名	地域連携部	団体名	三重県ライフル射撃協会
公の施設名	三重県営ライフル射撃場		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。
諸規程の整備	エ 基本協定書に定める利用料金の収受に関する規程が整備されていなかった。 オ 基本協定書に定める文書の管理に関する規程が整備されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項 目	対 応 状 況
再委託の承認	ア 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の順守について、周知・徹底を図りました。平成28年度については、全ての再委託業務について、28年2月26日に承認を受けています。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳を整備し、平成28年4月1日に報告しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
決算書類	ウ 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の順守について、周知・徹底を図りました。平成27年度の決算書類については、3月の決算終了後、期限内である28年4月28日に提出しました。今後とも、基本協定書に基づき、適正に処理します。
諸規程の整備	エ 基本協定書に基づき、平成28年2月26日に利用料金収受規程を整備しました。今後、規定に基づき適正な管理を行います。 オ 基本協定書に基づき、平成28年2月26日に文書管理規程を整備しました。今後、規定に基づき適正な管理を行います。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 引き続き適正な処理が行われるよう隨時状況を確認するとともに、日頃から連絡を密にし、様々な機会に適切な処理が行われるよう助言を行っていきます。

部局名	農林水産部	団体名	みえ中央市場マネジメント株式会社			
公の施設名	三重県地方卸売市場					
監査結果及び意見						
(1) 基本協定書の成果目標について、市場の交流人口等、目標を下回っているものがあることから、積極的な情報発信やイベントの内容充実を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。						
所管部局に対する意見						
(2) 成果目標が達成できていない項目について、市場の交流人口などの増加に向けて目標を達成できるよう指導・助言等を行われたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1) 成果目標のうち達成していない市場交流人口については、一般消費者を対象とした「いちば大学」の開催やフェイスブックの立ち上げなどを通じ、市場に関心をもってもらうとともに、市場ならではの三重の食文化の発信に力を入れることにより、「食」に興味を持った新たな対象に向けたアプローチを始め、交流人口の増加につなげる取組を行いました。						
また、関連商品売場棟への入場者数については、毎月開催している「にぎわい市場デー」に集客のための新たな企画を導入したのに加え、開催日に合わせた「いちば大学」の開催や、収穫体験などのイベントの開催により、入場者数の増加を図りました。						
平成 27 年度に実施した具体的な内容						
ア 市場の情報発信						
ホームページ等の活用						
ホームページによる卸売市場の青果物・水産物の市況や旬の食材等の紹介に加え、新たにフェイスブックを活用して、市場の日常風景等の発信を始めました。						
地域の集客イベントにおける P R 活動						
西山農業祭り（12月6日）武四郎まつり（2月28日）において、水産物の販売を行うとともに、市場のイベント紹介などのチラシ配布を行いました。						
市場関係者による講座の開設						
一般消費者を対象とした「いちば大学」を10月に開講し、毎月1回市場関係者等による県産食材の豆知識や利用術などの講義・実習を行い、卸売市場や食材への理解を深めました。						
他団体との連携による食文化の発信						
三重県の食文化を伝承・発信する N P O である「みえ食文化研究会」と連携を始め、管理棟の調理室を活用した「親子郷土料理教室」を開催しました。						
イ イベントの充実						
「にぎわい市場デー」の内容充実						
空き店舗を活用した「まぐろの解体ショー」の開催に加え、スイカやみかんなどの月替わりの試食ふるまいやオリジナル海鮮丼の販売を行い、集客に努めました。また、地域飲食店や高校の調理クラブなどの協力を得て、夏祭りを開催しました。						
収穫体験の実施						
市場内のミニ農園を利用して季節の野菜等の収穫体験イベントを開催しました。						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 親しまれる市場づくりや市場の交流人口等の成果目標の達成に向け、これまでの取組における効果の検証をもとに、具体的な改善も含めてしっかりと成果が現れるよう毎月1回開催している県と指定管理者との定例会議において指導・助言していきます。						

部局名	県土整備部	団体名	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			
公の施設名	三重県営住宅（北勢ブロック）					
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

所管部局に対する意見
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>ア 平成28年度は、再委託する修繕等の管理業務に関して個人情報処理に係る再委託の申請を28年4月1日に県に対し行い、事前に県の承諾を受けました。今後も適正な事務処理を行っていきます。</td></tr> <tr> <td>決算書類</td> <td>イ 平成27年度の決算書類については、基本協定書に定める期限内（決算確定後1月以内）である28年5月27日に提出しました。今後も引き続き期限内に提出します。</td></tr> </tbody> </table>	項 目	対 応 状 況	個人情報保護	ア 平成28年度は、再委託する修繕等の管理業務に関して個人情報処理に係る再委託の申請を28年4月1日に県に対し行い、事前に県の承諾を受けました。今後も適正な事務処理を行っていきます。	決算書類	イ 平成27年度の決算書類については、基本協定書に定める期限内（決算確定後1月以内）である28年5月27日に提出しました。今後も引き続き期限内に提出します。
項 目	対 応 状 況					
個人情報保護	ア 平成28年度は、再委託する修繕等の管理業務に関して個人情報処理に係る再委託の申請を28年4月1日に県に対し行い、事前に県の承諾を受けました。今後も適正な事務処理を行っていきます。					
決算書類	イ 平成27年度の決算書類については、基本協定書に定める期限内（決算確定後1月以内）である28年5月27日に提出しました。今後も引き続き期限内に提出します。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 改善を要する事項については団体に対し改善を求め、上記対応状況のとおり改善されました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き団体に対する指導に努めます。						

部局名	県土整備部	団体名	伊賀南部不動産事業協同組合
公の施設名	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀プロック）		
監査結果及び意見			

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項 目	対 応 状 況
個人情報保護	ア 平成28年度は、再委託する修繕等の管理業務に関して個人情報処理に係る再委託の申請を28年4月1日に県に対し行い、事前に県の承諾を受けました。今後も適正な事務処理を行っていきます。
決算書類	イ 平成27年度の決算書類については、基本協定書に定める期限内（決算確定後1月以内）である28年5月26日に提出しました。今後も引き続き期限内に提出します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 改善を要する事項については団体に対し改善を求め、上記対応状況のとおり改善されました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き団体に対する指導に努めます。

部局名	県土整備部	団体名	三重県南勢地区管理事業共同体			
公の施設名	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック・東紀州ブロック）					
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

所管部局に対する意見
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]
(1)
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項 目	対 応 状 況
個人情報保護	ア 平成28年度は、再委託する修繕等の管理業務に関して個人情報処理に係る再委託の申請を28年4月1日に県に対し行い、事前に県の承諾を受けました。今後も適正な事務処理を行っていきます。
決算書類	イ 平成27年度の決算書類については、基本協定書に定める期限内（決算確定後1月以内）である28年5月26日に提出しました。今後も引き続き期限内に提出します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 改善を要する事項については団体に対し改善を求め、上記対応状況のとおり改善されました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き団体に対する指導に努めます。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人実践
補助金等名	老人保健福祉施設整備費補助金、三重県施設開設準備経費等特別対策事業費補助金		
対象施設名	優美		

監査結果及び意見

- (1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 事業開始報告書等が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1)

項 目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 今後、三重県補助金等交付規則に基づく補助金等の交付を受けて事業を実施する場合には、同規則等の規定に従い、適切に事務手続を行います。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理における改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。

平成28年4月に行った今年度の補助事業者に対する事業説明会において、会計事務等について適正な処理を行うよう周知を行いました。また、着工、中間、完成検査において、会計事務等の処理についても確認を行います。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重済美学院
補助金等名	社会福祉施設等耐震化等整備事業費補助金（H25 繰越分）		
対象施設名	済美寮		
所管部局に対する意見			
(1) 交付申請書の提出期限について、交付要綱・要領では別に定めるとされているが定められていないので、期限を定め文書等により補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(1) 当該補助事業は平成 26 年度で終了しましたが、今後、同種の補助事業については、文書等により交付申請書の提出期限を明示することとします。			

部局名	健康福祉部	団体名	公益社団法人松阪地区医師会
補助金等名	看護師等養成所運営費補助金、救急医療機関活動補助金、三重県救急医療情報システム応需促進補助金		
対象施設名	松阪看護専門学校		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 交付要領に定める補助金調書が作成されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(3) 補助対象者や補助対象経費について、交付要領等で明確かつ分かりやすく規定されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 監査での指摘を受け、補助金調書の作成を行い、補助事業にかかる証拠書類として保管しています。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 監査後、補助対象者に対し指導を行い、補助事業者の事務処理上の改善について確認しました。

(3) 平成 28 年 4 月 1 日付で交付要領を一部改正し、補助対象者や補助対象経費について、明確かつ分かりやすく規定しました。

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人永井病院			
補助金等名	医療施設耐震化整備事業費補助金、救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金、新人看護職員研修事業費補助金					
対象施設名	医療法人永井病院					
所管部局に対する意見						
(1) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。						
講じた措置						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(1) 本補助金は平成 27 年度で終了しましたが、今後、補助事業を実施する際は、交付要領で交付申請提出期限を定め補助事業者に明示します。						

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人豊津児童福祉会
補助金等名	放課後児童クラブ整備費補助金		
対象施設名	みらいの森学童クラブ		
所管部局に対する意見			
(1) 補助金交付決定前の事業着手について、その報告が必要な対象が明確でないので、交付要領等で分かりやすく定め、補助事業者に示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(1) 交付要領を一部改正し、事業着手について明確な規定を定め、補助事業者に示しました。			

部局名	健康福祉部	団体名	学校法人みどり学園			
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）、私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金、私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金					
対象施設名	ゆたか幼稚園					
監査結果及び意見						
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
補助金等事務	ア 実績報告書が、取扱要領に定める期限内に提出されていなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)	項 目 対 応 状 況					
補助金等事務	ア 平成 27 年度においては、取扱要領に定める期限内に提出しました。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適正な処理が行われるよう指導しました。今後も状況確認を行い適正な処理が行われるよう指導、助言を行っていきます。						

部局名	健康福祉部	団体名	学校法人廣瀬学園			
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金					
対象施設名	名張よさみ幼稚園、青山よさみ幼稚園					
監査結果及び意見						
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項 目	内 容					
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)						
項 目	対 応 状 況					
補助金等事務	ア 改善の必要な実績報告の実績値の記載について、確認のうえ、適正に事務処理を行いました。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適正な処理が行われるよう指導しました。今後も状況確認を行い適正な処理が行われるよう指導、助言を行っていきます。						

部局名	環境生活部	団体名	学校法人セントヨゼフ女子学園			
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）、私立学校人権教育推進補助金（私立学校人権教育推進事業）					
対象施設名	セントヨゼフ女子学園高等学校、セントヨゼフ女子学園中学校					
監査結果及び意見						
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)						
項目	対 応 状 況					
補助金等事務	ア 平成 27 年度の補助金から、実績報告書について複数名でチェックを行つたうえで県に提出を行うよう体制を強化しました。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 団体の補助金事務について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導を行い、学校法人から直ちに修正版が提出されました。今後も適切な補助金事務が行われるよう必要に応じて立入検査時に状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。						

部局名	農林水産部	団体名	社会福祉法人笠木御所桜会
補助金等名	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金		
対象施設名	たきの里		
所管部局に対する意見			
(1) 三重県補助金等交付規則では、必要があるときは、契約に関する事項について条件を付けるものとされているが、工事請負費の補助で、その必要性があるにもかかわらず何ら条件が付されていないので、一般競争入札で行う等の契約に関する条件を付けられたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1)「森林・林業経営課補助金等交付事務の取扱いについて」を改正し、請負等の場合は、一般競争入札で行う等の契約に関する条件を補助の条件に追加しました。今後(平成 28 年度以降) 事業の実施に際し、補助事業者に明示します。			

部局名	雇用経済部	団体名	大起産業株式会社
補助金等名	中小企業高付加価値化投資促進補助金（H25 繰越分）		
対象施設名	木曽岬工場		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 軽微な変更の範囲を超えて補助対象投資額が減額されているにもかかわらず、変更の承認を受けていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(3) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項 目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 今後は適正な事務処理が行われるよう、職員に交付要領の遵守について周知・徹底を図りました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。

(3) 平成 27 年 11 月 24 日付けで中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領を改正し、進捗状況の報告に関する規定及び様式を定めました。

部局名	雇用経済部	団体名	公益社団法人三重県観光連盟
補助金等名	公益社団法人三重県観光連盟事業費補助金		
対象施設名	公益社団法人三重県観光連盟		
所管部局に対する意見			
(1) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(1)「公益社団法人三重県観光連盟事業費補助金交付要領」を一部改正し、交付申請書の提出期限について「知事が別途通知する期日まで」と定めました。なお、平成 28 年度分の補助金にかかる期日は、28 年 4 月 1 日に補助事業者に通知済みです。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
